

2022年9月6日

各 位

株式会社 紀陽銀行

店頭における外貨両替業務等の終了およびトラベックスジャパン株式会社が  
提供する「外貨郵送買取サービス」の取扱開始について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では、2022年12月1日（木）より、一部店舗にて取り扱う外貨両替業務等を終了するとともに、トラベックスジャパン株式会社が提供する「外貨郵送買取サービス」の取扱いを開始いたします。

## 1. 外貨両替業務等の終了について

### (1) 取扱終了業務

#### ア. 外貨現金の買取および売渡

取扱終了店舗：本店営業部、岩出支店、海南駅前支店、御坊支店、田辺支店、新宮支店、  
岸和田支店、堺支店

※関西国際空港出張所における外貨現金の買取および売渡は、引き続きご利用になれます。

#### イ. 外貨現金による外貨預金の預入および払出

取扱終了店舗：本店営業部、海南駅前支店、堺支店

### (2) 業務終了時期

2022年11月30日（水）の営業時間終了をもって、上記業務の取扱いを終了します。

### (3) 外貨預金規定の改定について

外貨現金による外貨預金の預入および払出の取扱終了に伴い、外貨預金規定を別紙のとおり改定いたします。【改定日：2022年12月1日（木）】

改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

## 2. 「外貨郵送買取サービス」の取扱い開始について

トラベックスジャパン株式会社がお客さまの外貨を買い取りするサービスで、当行ホームページから申込書を取得のうえトラベックスジャパン株式会社へ外国紙幣とともに郵送することで、買取代金を指定預金口座にてお受け取りいただけます。（29通貨に対応）

なお、当行では既にトラベックスジャパン株式会社の「外貨宅配サービス」（お客さまが注文した外貨が宅配されるサービスで、円貨は代金引換またはクレジットカードで決済）を取扱いしておりますので、本サービス開始により「外貨から円貨」「円貨から外貨」両方の両替取引が、窓口にご来店いただく事なく可能となります。

※個人のお客さまのみご利用になれます。

以 上

## 外貨普通預金規定の変更内容

※下線部分が変更箇所

変更後	変更前
<p><b>2. (預金の受入れ)</b></p> <p>(1) この預金口座には、円貨、外貨のほか、口座開設店を支払場所とする円貨建手形、小切手等および口座開設店が買取りをおこなった外貨証券、その他の証券（以下「証券類」といいます）で直ちに決済できるものを受入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>なお、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、預入れができないことがあります。</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) 外貨現金による預入れはできません。</p> <p><b>4. (預金の払戻し)</b></p> <p>(1)～(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) 外貨現金による払戻しはできません。 &lt;削除&gt;</p>	<p><b>2. (預金の受入れ)</b></p> <p>(1) この預金口座には、現金、外国通貨のほか、口座開設店を支払場所とする円貨建手形、小切手等および口座開設店が買取りをおこなった外貨証券、その他の証券（以下「証券類」といいます）で直ちに決済できるものを受入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>なお、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、預入れができないことがあります。</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>外貨現金による預入れは、別途当行所定の料率により手数料をいただきます。なお、取扱い店舗は本店営業部、海南駅前支店、堺支店に限定しております。</u></p> <p><b>4. (預金の払戻し)</b></p> <p>(1)～(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>通帳記載の通貨種類により支払う場合には、当行所定の手数料をいただきます。なお、取扱い店舗は本店営業部、海南駅前支店、堺支店に限定しております。</u></p> <p>(4) <u>外貨現金による払戻し請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。</u></p>

## 外貨定期預金規定の変更内容

※下線部分が変更箇所

変更後	変更前
<p><b>2. (預金の受入れ)</b></p> <p>(4) 外貨現金による払戻しはできません。 &lt;削除&gt;</p>	<p><b>3. (預金の解約等)</b></p> <p>(4) <u>記載の通貨種類により支払う場合には、当行所定の手数料をいただくことがあります。</u></p> <p>(5) <u>外貨現金による払い戻し請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。</u></p>